令和8年度第4回江別市介護保険事業等運営委員会　議事概要

日時：令和 8 年10月 28日（水）
午後6時 00 分～午後6時 30 分
場所：江別市民会館　会議室21号室

出席委員数　10名

出　席　：　梶井委員、黒澤委員、佐藤委員、中田委員、菅委員、成田委員、山口委員、
山谷委員、津田委員、丹野委員

欠　席　：　加藤委員、堀井委員、原委員、喜多委員

事務局　：　四條健康福祉部長　　深見健康福祉部次長
山本介護保険課長　　坂参事（企画・指導担当）
土谷参事（地域支援事業担当）　　児島参事（健康づくり・保健指導担当）
佐藤参事（地域医療担当）　　川合高齢福祉係長
狩野主査（地域支援事業担当）　　渡辺主査（地域支援事業担当）
阿部介護給付係長　　三浦主査（企画・指導担当）
梅原主任（企画・指導担当）
（株）サーベイリサーチセンター　岡田氏
（株）サーベイリサーチセンター　楠本氏

傍聴者　：　1名

議 事 次 第

1 開　会

2 議　事

（1）協議事項

江別市高齢者総合計画の各論（案）について

3 そ の 他

4 閉　会

事　務　局	：	定刻となりましたので、始めます。 以降、梶井委員長に進行をお願いします。
梶井委員長	：	ただいまから、令和8年度第4回江別市介護保険事業等運営委員会を開会します。 本会議の成立及び諸連絡について、事務局から報告願います。
事　務　局	：	本会議の成立について報告します。 江別市介護保険事業等運営委員会設置要綱の規定により、委員の半数以上が出席しており、会議が成立していることを報告します。
梶井委員長	：	本日は傍聴希望の方がいます。 江別市市民参加条例に基づき委員長として許可しますので、傍聴者を会場に案内してください。 それでは、次第により議事を進めます。 本日は、ワーキング部会において協議された、江別市高齢者総合計画各論案についてです。 部会から協議した内容の報告を受けたのちに、協議を進めます。 それでは、ワーキング部会から報告願います。
成田部会長	：	ワーキング部会からご報告いたします。 資料については事務局から説明をお願いします。
事　務　局	：	10 月 14 日の第2回ワーキング部会の資料について説明します。 各論は第4章から第6章で構成されており、今回は第4章です。 なお、資料の体裁や言い回しなどは、最終的に調整しますので、ご了承願います。 事前に送付した資料のうち、A3横の資料（施策の体系）は、現計画との変更点が分かりやすいよう、施策の体系に変更箇所を記載したものですので、参考までご覧ください。 2ページ、3ページをご覧ください。 施策の体系を見開きで記載しています。 左から基本理念、基本目標、その達成に向けた6つの計画目標と、18 の施策項目からなり、それらに紐づく具体的取組を記載しています。

事　務　局	：	記載内容が多いため、軽微な文言の修正は割愛し、変更のあった部分を説明します。 まず、計画目標2の(1)自立支援・介護予防・重度化防止の推進の具体的取組②サービス・活動事業の推進は、タイトルのみの変更です。 次に、その下の④介護予防高齢者補聴器購入助成モデル事業の実施を新たに追加しています。 事業名はまだ未定のため、現時点では仮称としています。 補聴器購入の助成によって、日常生活において、よりよいコミュニケーションを確保するものです。 次に、同じく計画目標2の(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の具体的取組の③健康状態の把握と重症化予防のための個別支援は、タイトルのみ変更しています。 次に、計画目標3の(1)見守り合いと支え合いの醸成の具体的取組をご覧ください。 現計画では、ここに在宅高齢者給食サービスがありますが、今年度末で事業が終了しますので、削除しています。 次に、同じく計画目標3の(3)生きがい・社会参加と協働のまちづくりの④－４老人憩の家での地域交流ですが、送付しました資料には記載されていますけれども、この項目を削除します。 建物の老朽化により、あり方を検討していますので、一度削除するものです。 次に、計画目標4の(1)認知症の人の社会参加を支え合う地域づくりの具体的取組①を認知症に対する正しい理解の普及啓発としています。 令和6年に認知症施策推進基本計画が策定されましたので、その内容に沿った記載としています。 次に、その下の③認知症の人やその家族が安心して外出できるための環境整備を新たに追加しています。 ここも①と同様に、認知症施策推進基本計画に沿った記載としています。 次に、計画目標5の(1)、暮らしやすい環境づくりの具体的取組の④緊急通報サービスは、現計画では、緊急時通報システムですが、消防の指令システムの見直しに伴い変更しています。

事　務　局	：	次に、⑨使用済み紙おむつの無料収集は、令和6年 10 月から無料収集となりましたので、その内容に変更しています。 続いて、4ページをご覧ください。 第4章の構成は、計画目標ごとに第1節から第6節としており、それぞれの施策に、その方向性と具体的取組を記載しています。 現計画に引き続き、地域包括ケアシステムの深化、推進を目指すことから、多くは継続事業ですので、新たに盛り込んだものと内容を変更したものを中心に説明します。 まず、第1節、地域支援体制の推進です。 9ページをご覧ください。 （4）成年後見制度の推進の施策の方向性の後半部分ですが、民法と社会福祉法が改正された旨を追加しています。 次に、11 ページからが第2節、介護予防と健康づくりの推進です。 13 ページの具体的取組④をご覧ください。 先ほど説明しました、介護予防高齢者補聴器購入助成モデル事業の実施を新たに追加しています。 10 年度からモデル事業として実施し、12 年度以降の事業実施を検討していきます。 次に、14 ページをご覧ください。 ホームページのアドレスを元気度チェックのページに直接アクセスできるものに変更しています。 併せて、QRコードを掲載し、アクセスしやすいようにしています。 次に、16 ページの具体的取組①をご覧ください。 文章中に心に関する取組をより具体的に記載しています。 次に、17 ページの具体的取組③をご覧ください。 文末に歯の健康や口腔機能の低下防止を図る旨を追加しています。 次に、18 ページの具体的取組②をご覧ください。 75 歳到達以前から一体的な対応を図る旨の文章としています。

事　務　局	：	次に、19 ページからが第3節、見守り合いと支え合いの地域づくりの促進です。 22 ページの具体的取組⑥をご覧ください。 四角の中のホームページのアドレスを介護マークのページに直接アクセスできるものに変更しています。 こちらも、QRコードを掲載し、アクセスしやすいようにしています。 次に、26 ページの具体的取組③－5をご覧ください。 文章をこれまでよりわかりやすく記載し直しています。 次に、28 ページからが第4節、認知症施策の推進です。 現計画と同様に、本節を第4期江別市認知症施策推進計画と位置付けています。 28 ページの具体的取組①は、先ほどの説明のとおり、認知症に対する正しい理解の普及啓発としています。 この①に関連するものとして、次ページに3つの取組を記載しています。 この3つは他の取組項目から、今回、この①へ変更しています。 続いて 30 ページをご覧ください。 具体的取組③は、先ほどの説明のとおり、認知症の人やその家族が安心して外出できるための環境整備を記載しています。 この③に関連するものとして、次ページに3つの取組を記載しています。 次に、35 ページからが第5節、安心して暮らすための環境づくりです。 36 ページ下段をご覧ください。 高齢者向け住宅のパンフレットについて、ホームページのアドレスを記載したほか、アクセスしやすいよう、QRコードを載せています。 次に、38 ページをご覧ください。 具体的取組④緊急通報サービスは、先ほどの説明のとおり、消防の指令システムが見直されましたので、それに併せて変更しています。 次に、39 ページをご覧ください。 具体的取組⑨使用済み紙おむつの無料収集は、先ほどの説明のとおり、令和6年 10 月から無料収集が実施されていますので、その内容としています。

事　務　局	：	次に、43 ページからが第6節、持続可能な介護保険制度の運営です。 (1)の①介護サービス基盤の整備ですが、現計画と同様に整備計画を記載する予定です。 なお現在推計中ですので内容が固まり次第、記載します。 48 ページからの活動指標の設定と 50 ページの介護給付適正化事業の取組目標は、今後、評価部会で協議いただく予定のものであります。
成田部会長	：	それでは補足として私からもご説明を追加させていただきたいと思います。 ワーキング部会での協議結果について改めてご報告いたします。 第2回ワーキング部会は事務局からの説明のとおり、10 月 14 日に開催し、高齢者総合計画の各論案について協議を行いました。 資料は事務局から説明いたしましたので、私からは、部会での意見や質疑についてご報告させていただきます。 13 ページをご覧ください。 第2節、介護予防と健康づくりの推進で、具体的取組の④介護予防高齢者補聴器購入助成モデル事業の実施について、他の制度などとの住み分けについての質問があり、まずは令和 10 年度のスタートを目指し、詳細を9年度に詰めると説明を受けています。 次に 16 ページをご覧ください。 具体的取組の①こころと体の健康づくりでは、心に係る取組の記載が少ないのではないかとの議論が交わされています。 この欄は、委員の意見を踏まえ、私と事務局とで調整しています。 続いて 17 ページをご覧ください。 具体的取組③の望ましい食生活の推進では、もう少し、咀嚼に係る内容を盛り込めないかとの議論が交わされています。 この欄も、委員の意見を踏まえ、私と事務局で調整しています。 続いて 18 ページをご覧ください。 具体的取組の②切れ目のない保健事業の提供では、前期高齢者へのアプローチも大事ではないかとの議論が交わされています。 この欄も、委員の意見を踏まえ、私と事務局で調整しています。 そのほか、委員からは、地域リハビリテーション活動についてリハ職として取り組むのが厳しくなってきており、派遣されるリハ職が固定化しつつあることか

		ら、予防事業として取り組むリハ職が専門に１人いてもよいのではないかとの現状報告がありました。
梶井委員長	：	ただいまの説明についてご質問ご意見等はありませんか。 QRコードなどさまざまな工夫がなされていますが、現在の後期高齢者世代はスマートフォンを持ち、こうした技術に対応できる方が増えているのではないかと思います。 このようなデジタル技術の工夫は非常に有益であると感じています。 さらに、認知症に関する内容も充実しているようですが、皆さんいかがですか。
黒澤委員	：	老人憩の家での地域交流の説明がありましたが、市内に4か所設置されていて、4か所すべて老朽化ということですか。 それと、ここを今使わないということになった場合に、レクリエーション等の活動の場として使われていたようですので、他の場で代替できているのかが気になりました。
事務局	：	老人憩の家は市内に4か所あります。 そのうち1か所については、まだ新しい建物でありますが、他の3か所は築５０年近いものになりまして、不具合を直しながら使っている状況です。 今後の取り扱いをどうしていくかということを次の計画の期間内に、考えたいと思っています。 もし無くなった場合の代替の場については、市の公民館や自治会館等、考えられるのですが、既に使っている方と調整を行う必要があると思っていますので、そういったことも時間をかけて調整していくことになるかと思います。
梶井委員長	：	今まで老人憩の家の利用度はどのぐらいでしたか。
事務局	：	主に地域の方に活用いただいています。 利用度は、まずまずといったところです。
梶井委員長	：	他に何かご質問等ありますか。
一同	：	【なし】
梶井委員長	：	それでは大きな修正等はなく、この各論案ということでよろしいですか。

一　　同	：	【異議なし】
梶井委員長	：	事務局に関しては、この各論に関して、またまとめていただきたいと思います。 次に次第3その他に入ります。 委員から何かありますか。 なければ事務局から連絡事項等はありますか。
事　務　局	：	今後の予定ですが、11 月4日にワーキング部会、11 月 18 日に第5回運営委員会を予定しています。 次回は、計画素案の協議となり、詳細につきましては後日ご連絡します。 そのあと 12 月上旬からパブリックコメントを実施予定です。
梶井委員長	：	それぞれ会議が 11 月にもありますので、皆さんよろしくお願いしたいと思います。 以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。 本日はありがとうございました。